

平成 26 年度 第 2 回公益事業振興補助事業審査・評価委員会

議事概要

1. 開催日時：平成 26 年 7 月 23 日（水） 午後 3 時 00 分～午後 4 時 40 分
2. 開催場所：公益財団法人 JKA 4A・B 会議室
3. 議題
 - (1) 平成 27 年度補助方針(案)について
 - (2) 平成 26 年度公益事業振興補助事業『非常災害の援護』の採否について
 - (3) その他
4. 補助事業者プレゼンテーション
(福) 日本国際社会事業団

<資料>

- 資料 1 : 平成 27 年度補助方針（案）
- 資料 2 : 平成 27 年度補助方針（案）新旧対照表
- 資料 3 : 平成 27 年度補助事業の補助方針の見直しについて（案）
- 資料 3-1 : 平成 27 年度補助方針検討結果（機械工業振興補助事業）
- 資料 3-2 : 平成 27 年度補助方針検討結果（公益事業振興補助事業）
- 資料 4-1 : 平成 26 年度第 1 回 公益事業振興補助事業『非常災害の援護』
の審査状況(簡易審査)について
- 資料 4-2 : 平成 26 年度第 1 回 公益事業振興補助事業『非常災害の援護』
の採否結果(案)

参考資料

- 平成 27 年度補助事業の考え方について
別冊
プレゼンテーション資料

5. 出席者

小松隆二委員長、栃本一三郎委員長代理、大江守之委員、大島 巖委員、川戸恵子委員、千田彰一委員、高橋紘士委員、宮嶋泰子委員、山岸秀雄委員

[事務局] 笹部執行理事、松川部長、宮本課長、遠峯課長、西上課長補佐

6. 定足数の確認：西上課長補佐

本日はご多忙のところお集まりいただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、「平成 26 年度第 2 回公益事業振興補助事業審査・評価委員会」を開催いたします。

はじめに、本委員会の開催にあたり、「補助事業審査・評価委員会規程」第 7 条第 1 項の規定に基づき、定足数の確認をいたします。現在、全委員 14 名中 7 名のご出席をいただいております。また、川戸委員、高橋委員が遅れてご出席の予定です。2 分の 1 の委員数を充たしておりますので、本委員会が成立しますことをご報告いたします。

続きまして、本財団補助事業部担当理事笹部よりご挨拶申し上げます。

7. 笹部執行理事挨拶

本日は大変お暑いところ、またお忙しいところ、第 2 回公益審査・評価委員会にご出席いただきましてありがとうございます。本日は会長からご挨拶をさせていただく予定でしたが、あいにく別な会議が入りまして欠席となりましたことをご容赦ください。本日は、前回の会議でのご意見を踏まえた内容をお手元の資料に取りまとめております。後ほど、事務局からご説明させていただきます。また、本日は平成 27 年度補助方針（案）の審議後に、緊急事業の要望が 2 件上がっておりますので、場を切り替えたかたちで、審査をお願いしたいと思っております。

JKA の補助方針につきましては、平成 23 年度以降今回を含めて 5 回目の審議になります。いろいろなご意見を反映しつつ平成 26 年度補助方針まで作り上げてきましたが、時代の変化が早く、特に公益・社会福祉関係につきましては、地域での支えといったような考え方が急速に広がっております。平成 27 年度補助方針策定にあたっては、そういった点に対応するような補助事業とすべく配慮したつもりですので、そのあたりも含めご審議いただければと思っております。特に、公益関係で申し上げますと、2020 東京オリンピック、パラリンピックに向けた考え方について述べ、自転車競技の重点化を図る内容にしています。また、社会福祉関係では、障害の有無に関係なく、相互の人格を尊重した地域での共生社会の実現や、障害者の自立及び社会参加の支援という部分についてももう少しわかりやすく表現したほうが良いのではとのご意見がございましたので、そのあたりの修正を加えました。同時に今日は公益事業振興補助事業についての審査評価委員会ですが、機械振興補助事業においても、福祉機器関係、健康関係、

といった部分については技術革新またはIT等の利活用によるものについては重点化しようということで改正をしたところでございます。限られた時間ではございますが、幅広い視点からのご指摘を賜ればと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

8. 議事

事務局西上：笹部よりご挨拶申し上げます。本日予定しております議題は、(1)「平成27年度補助方針(案)について」、(2)平成26年度公益事業振興補助事業『非常災害の援護』の採否について、です。また、社会福祉法人日本国際社会事業団によるプレゼンテーションを予定しております。本日の会議は「補助事業審査・評価委員会規程」第10条「個別案件の審査の場合を除き公開する」という条文に基づき、議題(2)『非常災害の援護の採否』については非公開とし、議題(2)以外を公開とさせていただきます。このため、本日の会議の進行は、議題(1)平成27年度補助方針(案)について、(3)その他をご審議いただいた後、日本国際社会事業団によるプレゼンテーションを行っていただき、ここまでを公開とさせていただきます。プレゼン終了後、傍聴者の皆さまにはご退席いただき、議題(2)『非常災害の援護』の採否についてご審議いただくというスケジュールで行いますので、委員の皆さま、傍聴者の皆さまにおかれましては、ご理解、ご了承賜りますようお願い申し上げます。それでは、これより議事に入らせていただきます。小松委員長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

(1) 小松委員長挨拶

小松委員長：それでは、「平成26年度第2回機械振興補助事業審査・評価委員会」を開催いたします。議題1、最初の「平成27年度補助方針(案)について」事務局から説明をお願いします。

(2) 議題1「平成27年度補助方針(案)について」の説明（事務局宮本課長）

本日ご審議いただきます「平成27年度補助方針(案)について」は、お手元の資料と別になっている資料1が補助方針案そのものですが、説明にあたりましては、昨年度との変更点を中心に説明する観点から資料1ではなく資料2新旧対照表を使用いたします。

先ず、私から全体に関する説明を行い、引き続き遠峯から、公益事業関

係の詳細を説明させていただきます。

先に資料 3 以降の概要を先に説明させていただきます。こちらは平成 27 年度補助事業の補助方針の見直しについて(案)ですが、補助メニューに関する改善事項についてまとめた項目です。機械関連、公益関連、最後に機械・公益共通ということで並べており、公益関連については、資料 2 で詳細を説明させていただきますので、こちらの説明は割愛させていただきます。また、資料 3-1 でございますが、こちらは機械工業振興補助事業に关しまず補助方針の検討結果です。機械が 3-1 で 3 枚紙、公益が 3-2 で 5 枚紙で、各分野に关してのこれまでの変更点、第 1 回審査・評価委員会で考え方をお示した後、審査・評価委員会、作業部会においていただいたご意見をもとに今回、補助方針への反映ということで、分野ごとに示しているものです。こちらも本日は時間の都合で説明を割愛させていただきますので、また、お時間があるときにご覧いただければと思います。

最後の参考資料は、平成 27 年度補助方針(案)を作成するにあたっての基本的な考え方を述べたものです。すでに 5 月 30 日に行われました第 1 回公益審査・評価委員会で、ご審議いただきご了解をいただいておりますが、その後の機械の審査・評価委員会において、内容自体はご了解いただいたものの表記方法について、若干のご指摘がございましたので、修正した箇所を波線で示しております。こちらも説明は割愛させていただきます。

それでは、資料 2 の新旧対照表を基に説明させていただきます。

1 ページは平成 27 年度補助事業に関する公示ということで、平成 26 年 8 月 1 日の公示を予定しています。

2 ページは、補助事業の基本方針及び位置づけについての説明です。表記に若干の修正がございましたが、考え方につきましては前年を踏襲したいと考えております。

3 ページは補助事業の概要についての説明です。先ほど申し上げましたが、詳細につきましては、後ほど説明させていただきます。

4 ページは補助事業の補助率及び上限金額について記載しています。公益事業につきましては、重点事業として自転車の強化選手の遠征について、新たな補助率、新たな項目で実施したいと考えております。詳細は、後ほど説明させていただきます。

5 ページは補助事業の手続きに関する記載をしています。実情に鑑みて表記を修正しましたが、流れについてはこれまでを踏襲したいと考えています。

6 ページは補助の対象となる者及び補助の対象外となる者についての説明です。公益に関する部分について、メニューの表記を変更していますが、

対象者そのものについては変更ございません。

7 ページは、補助の対象となる経費、申請方法、申請期間について掲載しています。非常災害の援護、緊急的な対応を必要とする事業への支援については、10.(3)に記載の通り、これまでと同様、年度内において通年募集としています。それ以外の通常要望につきましては、(1)に記載の通り、平成26年8月1日(金)より平成26年9月26日(金)17時までを、申請期間としたいと考えています。なお、別途、手続きに関するそれぞれの期限を掲載しています。

8 ページは、書類の提出先、実際の審査方法、審査の基準、採否の通知についてですが、こちらも表記の修正のみで、内容については、これまで同様と考えております。

9 ページは、補助事業の実施期間、説明会の実施に関し記載していますが、こちらも基本は前年を踏襲したかたちで実施したいと考えております。

以上で、全体に関する説明を終わらせていただきます。

(事務局遠峯課長)

新旧対照表の3 ページをご覧ください。赤字で表記している箇所が改正箇所です。改正箇所については、すでに審査・評価委員会でご承認をいただいております。参考資料として付けおります「平成27年度の補助事業の考え方」に従い、改正案として今回、審査・評価委員会の資料として提出させていただきました。

3.補助事業の概要をご覧ください。公益の増進で「体育・スポーツ」の表記を「スポーツ」と改めました。社会福祉の地域共生型社会支援事業については、考え方にございます通り、児童、高齢者、障害者については、それぞれの視点に立ちつつ、地域の中で結び付け共生できる社会の実現を目指す活動に着目して支援するという考え方のもと、設定しました。

東日本大震災復興支援事業については、地域を取り巻く環境の変化など、様々なニーズに対応して3年が経過しましたが、引き続き支援をしていくために、地域振興の中に含まれていた東日本大震災復興支援をメニュー化しました。

緊急的な対応を必要とする事業への支援につきましては、「緊急事業への支援」という表現が申請する側にとって、分かりづらいというご指摘をいただいたことから名称を改めました。

4 ページは補助率と上限金額についてです。「自転車(強化選手遠征)」は4/5の補助率としています。

13 ページのI.公益の増進の1.(1)①東京オリンピック・パラリンピック開

催に向けた自転車競技の競技力向上、強化指定選手遠征に資する事業をご覧ください。こちらについては、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催決定を踏まえて、自転車競技の競技力向上につながる事業を支援するために新たに設定しました。

(2)社会環境については、従来「文教・社会環境」として、重点事業と一般事業それぞれに補助メニューを設定していましたが、重点事業については、社会環境に特化して、安全・安心な社会づくりを目指す活動や、地域社会の安全・安心に資する活動について重点的に支援するという考え方に基づきメニューを再設定しました。

文教に関する活動のうち、旧①の「親と子のふれあい交流活動」、旧②の「地域に根ざした自然文化、遊び体験活動」、これを一般事業の文教・社会環境に移行し、旧③の「ひきこもり・不登校に対する支援活動」と旧⑤の「子どもなどの弱者をいじめ暴力及び事故や犯罪から守るための活動」を重点事業から社会福祉の増進の「幸せに暮らせる社会を創るための活動等」に移行しました。

(3)の国際交流については、例示として挙げていたものを削除しています。

2. 一般事業の(1)については、スポーツ基本法の基本理念を踏まえた事業を引続き支援するとともに、メニューを再設定してスポーツ振興に関する調査研究を明文化しました。

(2)の医療・公衆衛生については、難病に関する研究機器は、従来難病指定を原則としていましたが、難病に指定されていない希少難病も対象に含めました。

(3)文教・社会環境については、①・②に先ほどご説明した通り移行しています。

3. 「新世紀未来創造プロジェクト」については、より多くの要望を喚起するために児童、生徒が参加体験を通じて地域共生型社会の実現を目指す力を身につける社会福祉活動、これについても新たに支援するために(3)として、「子どもが参加体験等を通じ、地域共生型社会の実現を目指す力を身につける社会福祉活動」を設定しました。

4. 「地域共生型社会支援事業」については、児童、高齢者、障害者が相補的にかかわることができる地域共生型社会づくりを促進する活動ということで、設定しました。

5. 「幸せに暮らせる社会を創るための活動や車両・機器等の整備」、こちらも先ほどご説明した通り、メニューを移行しました。

「緊急的な対応を必要とする事業への支援」は、冒頭でご説明した通りで、メニュー名をわかりやすくしています。

続きまして経費基準についてご説明いたします。建築の基準単価については、昨今の工事関連の人的費ですとか、建材料費高騰の影響を考慮して、それぞれ改定し、軽量鉄骨造については、鉄骨造の単価ではなく、木造と同じ単価ということですので、改めています。

29 ページをご覧ください。東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた自転車競技の競技力向上に資する事業についての経費基準を明示しています。

経費基準の他の箇所については、大きな内容の変更ではなく、表記を改めた等でございますので、後ほどご覧いただければと思います。

34 ページは「緊急的な対応を必要とする事業への支援」の審査要項です。名称を改めるとともに、分かりやすい表記に改正しています。資料の説明は以上となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

<審議>

小松委員長：ありがとうございます。ただ今の説明を踏まえて、皆様から、何かご意見、ご質問がありましたら、よろしく願いいたします。基本的には、前回までの皆様のご意見を受け止めて、まとめたものを整理したということで、赤字、赤線が目立ちますが、内容的にはそれほど変わっていないくて、より分かりやすい説明になっていると思います。

A委員：6 ページ目の6. 補助の対象者の下の③非常災害の援護の部分です。※3で、『非常災害の援護の申請者は、申請に当たっては所属長の推薦が必要となります。なお、東日本大震災復興支援事業に大学に所属する研究者(大学生・大学院生は除く)が申請する場合も同様とします』ということですが、大学等の場合、学部であれ、学長であれ、申請する場合に推薦するという行為は、推薦することをかなり厳密にとらえると、大学評議会等になったりします。その程度のものではないということであれば良いのですが、推薦という言葉はそれぞれの大学によって違いがあるかもしれませんが、学長が推薦するということはどうなのでしょう。

小松委員長：一般的には学長なり、学部長なり、担当教授なりが推薦はしないと思います。ただ、文科省による助成で、この件については1大学から1件という時は、学内で絞ります。

A委員：推薦という言葉が適切かというところです。

小松委員長：申請を許可します、ということでしたらあり得ると思います。

A委員：許可や届け出という手はありますが、推薦というのは少し違う概

念です。今、委員長が話されたように文科省が所属の人 1 名に絞って出すようにというような場合にはまさにそうで、その場合には、「学内選考で…」といったうまい表現方法をとっていたと思います。

B 委員：今、栃本先生がおっしゃった通りだと思います。推薦となつていると、要望を出そうと思っている意欲のある人が困ることが起こりえるのと、自由に要望を出すことがまずいのであれば何か必要だと思えますが、推薦を受けたことによって特に何かをするということでないのであれば、推薦というのは無しにしたほうが、はるかに広く募集することにつながり良いのではないかと思います。

事務局松川：この部分の表現ですが、実は機械振興補助事業で行っている研究補助への申請の際に、研究者本人であるという何らかの証明が欲しくて、大学側から証明的なものをいただくために、「推薦」という言葉を使っていました。実際、機械振興補助事業で、そういった所属長、例えば研究者が所属する学部の学部長から文書をいただいて、本人確認をするという方式をとっており、それをそのまま今回こういう表現で入れました。少しその部分について私どもの調べが足りなかったところがございますので、どんな表現がいか、検討いたします。

A 委員：理工学系の場合でも、研究者番号というのが振られていますし、もう一つは、機械関係の場合は、利益相反委員会を学内で作らなければいけないということも決まっています。研究費の適正な運用ということから、各大学は利益相反委員会を設けて、かなり厳格に取り組んでいます。民間の資金の場合もそうなります。そこをきちっとやっているかどうかということも JKA も機械振興補助事業に求めなくてはなりませんし、かつて機械振興補助事業では不祥事がありました。それらを踏まえてきちっとやらないといけません。それと推薦の話は別の話しです。

笹部理事：ご指摘ごもっともです。この研究補助については 2 つの考え方があり、先ず 1 点目がオーバーヘッドを認めていません。文科省の関係で言いますと、オーバーヘッドのありようについて、議論があります。一方、我々はいわゆる助成財団の一員でございますが、数ある助成財団の意向として、研究者に研究費を 100%渡したいというのがございますが、一方、学校で一括管理という流れとしてあるようです。そういう狭間の中で、この研究補助を平成 23 年度から初めて導入し、分からないことがあるなか取組んでまい

りました。その中で、申請の際の様式を作っておりまして、そこに推薦というかたちではなく、確か「研究事業の概要」というタイトルだったと思いますが、その様式のひとつに、誰でも構わないので身元保証の印を押してもらい、その研究者の概要をその下につけていただくというものがございます。この「推薦」という言葉が混乱を招くというご指摘ですので、そのあたりは表現を改めたいと思います。

小松委員長：どういう言葉がいいか工夫していただきたいと思いますが、例えば、「了承する」としてはいかがでしょうか。

A委員：結構だと思います。

笹部理事：研究補助は補助率が1/1で100万円又は300万円をお渡ししますのです、オーバーヘッドを認めているなら良いのですが、認めておりませんので、担保としてこういう様式を作って提出していただいています。

小松委員長：大学の研究者でも、教員が勝手に応募するのではなくて、きちんと大学側が把握しないとイケない時代になっていますので、そういう意味では了承といった表現なら可能かと思います。文科省の場合は、研究費は個人管理ではありません。個人で申請をして、お金は全部大学に入り、大学から個人にお金が渡ります。そういうかたちで責任を取ります。これは、オーバーヘッド無しで、本人の管理になるわけですね。それだけに大学や研究所も所属している研究者が研究費をもらっていることを把握し、知っておく必要があります。

B委員：予算の執行の内訳は、報告書の中で詳細に見ているのですか。

笹部理事：経費基準への準拠を大前提に前金払いでお渡ししていますが、精算確定の中で、帳票等のチェックを行い、場合によっては一部返還等という作業を伴っています。

B委員：というのは、先ほど議論されたように、通常は大学、組織にお金が入り、そこからそれぞれの研究者にわたります。そうすると、何にどれだけ使っているのかとりまとめて出すのがなかなか難しくなります。しかも領収書そのものは、研究者本人のところへは来ない場合がほとんどですので、実はそれでいくつか問題になっている例があり、ずさんなことをしているわけではありませんが、何に使っているのか仕分けができないようになってしまい、外から見るとずさんに見えてしまうということがあります。だからそのあたりは、きちっと大学の中で管理されるということを前提に

するならば、報告書については少し幅を持たせた方が使いやすいと思います。

笹部理事：機械の平成 23 年度研究補助を調べたところでは、100%本人、研究者のところへ行っているわけではなく、一部は振込口座を学校と、いうのもございました。ですから学校側が、今それを徹底するように動いている感じがします。

B委員：いえ。ほとんどマストです。国立大学は完全にそうになっています。

笹部理事：我々は公益財団ですので、担保として成果を表に出していくことがそういった部分の抑止につながると考えていますし、不完全なものは本財団の補助規程と照らし合わせて、きちっと対応していかなければならないと考えております。一番注意をしなければならぬ事業という認識はしております。

B委員：科研費の場合ですと、そのもので 100%です。ところが、この事業の場合は 1/2 補助だとか、1/3 の補助です。そうすると、ここで使っているのは 1/2 といったような領収書は取れないわけですね。ですから、そのあたりのこともあるので、なかなか科研費と同じにはいかないと思います。

小松委員長：他に、いかがでしょうか。

C委員：今年度、新しく補助方針に記載された地域共生型社会支援事業ですが、前回の議論をあまり良く覚えていないのですが、これを取り入れた経緯と、地域共生型という単語を割とよく使っているのがいわゆる「富山型デイサービス」という児童・高齢者・障害者が一緒に過ごせるデイサービスで、かなり全国的に浸透しているようですが、そういうタイプの活動に対する申請を定期的に受けようという意図があるという理解でよろしいでしょうか。

笹部理事：参考資料の 5 ページ(2)社会福祉の増進にこの点に関する最初の考え方を記載していますが、今までは、児童・高齢者・障害者と対象を縦に切ってきましたが、複合的に取組む事業が芽生えてきているということで、誰ということではなく、健常者を含む個人々人を尊重しましょうという取組みを複合的に対象とできるように、あえてメニュー化して設定したというのが、経緯です。今までの児童・高齢者・障害者というくくりですと、新たな概念が刺激にならないのではないかとということで、遅まきながら加え、適切な表現をインターネット等で調べて記載しました。

A委員：理事は参考資料の 5 ページで説明されましたが、この 5 ページの説明よりも資料 3 「平成 27 年度補助事業の補助方針の見直しにつ

いて（案）」の2ページの方が「従来から取組んできた、児童、高齢者、障害者が相補的に関わることのできる地域共生型社会づくりを促進していくために明文化しました」という書き方なので、分かりやすいかなと思います。

笹部理事：先程ご説明したのは最初の表現で、最終的には資料3に記載した通りです。複合というよりも、3つの受益者の境目が無くシームレスというのが、これからの地域サービスということです。

A委員：従来のカテゴライズされた高齢者や障害者、児童といった場合、障害者であれば知的や精神、発達等いろいろあります。カテゴライズされたものに対する別の概念のひとつが、従来の地域福祉みたいな概念でした。地域福祉という概念ではなく、最近言われている地域包括ケアシステム、これは人口減少とか、地域の持続化の制度を考えた場合、そういうシステムとして総合的なものを築くというのは、高齢者とか狭い福祉に限らないものです。JKA事務局として、こういうかたちのものを基軸として出したいということだと思います。アジア、中国とかでもすごく多世代、ここでは敢えて高齢者とは言わず、高齢者だけにターゲットを当てたようなかたちでない取組みに、諸外国でも注目しています。そういう意味では、民間のJKAの取組みとしては、良いことだと思います。

D委員：13ページの一般事業のスポーツのところ、スポーツ基本法の基本理念に則りと書いてありますが、スポーツ基本法というのは、全ての人々がスポーツをする権利を有するというので、競技力向上というのは、そこのほんの一部に過ぎません。ここに①～④まで書いてあるわけですが、見ていくと全て競技力向上につながるのかなと思ったりするのですが、例えば、イメージしている対象事業として、②③④というのは、どういうものがあるのでしょうか。

事務局遠峯：全国のスポーツ大会の開催というのは、まさにその通り、スポーツ大会の開催の事業です。

D委員：ジャパンパラリンピックといった大会ということでしょうか。

事務局遠峯：こちらについて内容の変更はございませんので、今まで一つの項目として表記していたもの二つに分けました。国際相互理解の増進に資する事業というのもオリエンテーリングですとか、世界大会等が元々設定されておりましたので、それも今まで通り変わりません。④については、以前審査の際に、スポーツ振興に対する

調査研究を競技力向上の範疇で取り扱うのは適切ではないとのご指摘をいただいておりますので、その部分を明確化した改正です。

D委員：今までパラリンピック出場にあたり実施してきたウェア制作の補助は、この中ではどこに該当するのですか。

事務局遠峯：15 ページの3. 障害者のところに障害者スポーツの振興というのがございまして、そちらで対応しています。

D委員：おそらく、来年にはスポーツ庁ができて、その段階でパラリンピックとオリンピックが一緒になります。これまで厚労省でどうするといったパラリンピックの強化も文科省マターになります。そうすると、私はスポーツというところに全部包含されてくるんだろうなという意識があったのですが、見ていますと障害者というのが別にまた作られているので、また2020年までに作り直していく必要性がでてくるなという気がします。

A委員：私の知っている限りでは6月頃文科省に、障害者スポーツ関係、オリンピックの関連も含め、いろいろな団体から申請がきていたのはダメだったそうです。文科省の担当室の対応が整理されておらず、障害者スポーツ関係の団体も、どうやって申請したらいいかわからなかったようで、文科省の担当室に障害者スポーツの知識がなく、また従来の厚労省との区分もきちっと調整されていません。

D委員：ただ、予算的なものとしては、今まで厚労省が持っていたものがごそっと来ました。パラリンピック強化に関連してどうなるのかなと思います。

A委員：JKA から文科省にしっかりとした体制をとるように働きかけたほうがいいのではないのでしょうか。

笹部理事：オリンピック・パラリンピックを並列で考えるという時代になってきました。ただ、一方で、本財団の補助事業をそこまでフラットにできるかというところ、実はここは補助率を変えているところで、通常の普及型のスポーツでは1/2です。ですから、最低限しかカバーしていません。スポーツ振興という意味では、自転車以外もありますが、例えば国体を開催するための予選が全国各地で行われ、それに対して指導者や、旅費といった面で支えています。ですので、パラリンピックも同じで、陰から支えるというのはそういうことなのかなと思います。パラリンピックにはスポンサーが付かないそうです。ご指摘はよく分かりますが、障害者というカテゴ

リーの中だと補助率 3/4 で補助できます。そういう意味合いで、少し世の中の動きと一部逆行している部分があるかもしれませんが、世の中の動きが変われば、また本財団の補助事業もそれに連動させていきたと考えております。

A委員：平成元年のゴールドプランと消費税導入に伴って、低所得者対策が必要だということで、今回の消費税引き上げのときは低所得者に対して一時金を配るみたいなかたちになりましたが、当時の自民と公明の連立与党の合意では、長寿基金を作って当初600億円、最終的には2,800億円を長寿、子育て、障害者のために国債等で運用していました。それが埋蔵金の関係で0になり、毎年の厚生省の補助金になりしかもどんどん減っていますので、障害者関係の補助金はもう出なくなると思います。そういう意味で、障害者スポーツというのは、アスリート的な内容でないようなものを含めて、非常に難しくなっていると思います。そういう環境にありますので、文科省に一元化されるのであればしっかり取り組んでいただく必要があります。補助金は全部削減の方向ですから、そうなるかと極めて少なくなります。

小松委員長：他にご意見ないようでしたら採決に入りたいと思います。これまでの議論を踏まえまして、議題(1)「平成27年度補助方針(案)の公益事業振興補助事業」部分について、案通り承認してよろしいでしょうか。

一 同：はい。

小松委員長：ありがとうございました。それでは、本委員会として案のとおり承認することといたします。大学の推薦が必要との箇所については、委員長一任とさせていただき、事務局と相談の上修正し、事務局から皆様にご連絡差し上げます。「補助事業審査・評価委員会規程」第15条の規定に基づきまして、この審議結果を会長に報告することとなっております。本日は会長が欠席ですので、審議結果につきましては事務局の笹部理事から石黒会長にご報告いただくということで、お諮りしたいと思います。よろしいでしょうか。

一 同：異議なし

小松委員長：ありがとうございました。それでは、笹部理事、よろしくお願いたします。補助方針公示に向けた今後のスケジュールについて事務局より説明をお願いしたいと思います。

(3) 「補助方針公示に向けた今後のスケジュールについて」

(事務局宮本)

本日ご審議いただきましたこの議題(1)「平成27年度補助方針(案)」につきましては、先般7月11日に「平成26年度第2回機械振興補助事業審査・評価委員会」が開催されまして、そちらで機械振興の部分についてはすでにご承認をいただいているところでございます。この後、先ほどご指摘いただいた点につきましては、委員長と内容を確認させていただいたうえで、7月30日に本財団の理事会が予定されております。そちらでの議決を得まして、先ほどご説明いたしました通り、8月1日(金)公示を開始し、同時に募集も開始する予定になっております。以上で、今後のスケジュールの説明を終わります。ご審議、ありがとうございました。

小松委員長：ありがとうございました。最初に事務局から説明がありましたように、2番目の議題、「『非常災害の援護』の採否について」これは、評価、採否が伴うので、非公開とするということで最後にまわさせていただきます。次に(3)その他、事務局の方で何かございますか。

事務局松川：特にございません。

小松委員長：特に無いようですので、補助事業者によるプレゼンテーションに移りたいと思います。この件について事務局から説明をお願いいたします。

9. プレゼンテーション

(1) プレゼンテーション資料の確認 (事務局西上)

本日は、平成24年の補助事業事例紹介のため、社会福祉法人 日本国際社会事業団 常務理事 大森様、事務局長 伊部様にお越しいただきました。委員の皆さまにのみ自己評価書と取扱注意と書かれた資料をお配りしております。

社会福祉法人 日本国際社会事業団は40年以上にわたり、本財団の補助を継続して利用してこられた継続利用者です。今回、ご紹介いただく国際養子縁組支援に関する事業は、私どもの補助メニューの分野でいいますと、社会福祉の増進の児童に該当します。

なお、プレゼン時間は、10分とし、残り1分を経過しましたらベルを鳴らしますので予めご承知おきください。それでは、よろしく願いいたします。

(2) 補助事業名

「平成24年度子どもが幸せに暮らせる社会を作る活動補助事業」

社会福祉法人 日本国際社会事業団

常務理事 大森 邦子

事務局長 伊部亜理子

皆さまこんにちは、社会福祉法人日本国際社会事業団常務理事の大森と事務局の伊部です。本日は、貴重なお時間をいただいて発表させていただきますことに感謝いたします。

日本国際社会事業団は、1952年、日米孤児救済合同委員会としてスタートしました。当時、敗戦国となった日本に駐留軍兵士がきまして、日本人女性との間に多くの混血の子どもたちが生まれました。そして未婚ということと敵の国の子ということで偏見と差別の中で養育が出来なくなり、公園やデパートあるいは施設に置き去りにされました。その子たちを父親の国で、新しい家族に育てていただくということではじめたのが、国際養子縁組のスタートです。そして、1959年に当時の厚生省から認可を受けて、社会福祉法人日本国際社会事業団となりました。

1965年から、JKAの補助金をずっといただいており、私たちの活動、特にこの国際養子縁組というのは、保護者のいない子どもを新しい家族で育てて頂くということで、サービスに対する見返りのお金をいただくことは人身売買になってしまいますので一切できません。JKAの補助金があったからこそ、今日まで2,000人を超える子どもたちの養子縁組を成立させることができいております。あらためて感謝申し上げます。

私たちの活動は、養子縁組の他にも、在日難民・難民申請者の相談援助、無国籍の子ども国籍取得援助、国境を越える家族の再会援助、国際結婚の破たんによる子どもの奪取の相談援助、そして、カンボジアのストリートチルドレンの自立支援等行っております。

私たちは、通称ISSJと申しますけれども、ジュネーブに本部がありますInternational Social Serviceの日本の支部の役割をしております。ISS本部はユニセフ、UNHCR(難民高等弁務官事務所)、国際赤十字、ハーグ国際私法会議等とも協力関係を持っております。

続いて、JKA の補助事業である国際養子縁組について説明させていただきます。

養子と養親の国籍が異なる、あるいは別々の国に住んでいて、血縁のない、親と子の養子縁組を国際養子縁組と申します。正式には国境を越える養子縁組ですけれども、日本に住んでいる国籍が違うケースも扱っております。1993年のハーグ条約「国際養子縁組に関する子の保護及び国際協力に関する条約」は、国境を越える子どもの福祉を最優先に考え、世界共通の国際養子縁組のノウハウを示しております。残念ながら、日本はまだ批准していませんが、私どもはハーグ条約に従って、国際養子縁組支援を行っております。

国際養子縁組と私たちの支援は、養子縁組ができれば終わりということではなくて、何十年後かに、養子が自分のこと(ルーツ探し)を知りたい、自分の親のことを知りたいと言ったときも、何十年という責任を背負って情報提供を行っております。

先ほども申しましたけれども、ISSJ は JKA から本当に長い間援助をいただいております。JKA の支援が無かったら私たちは即活動をやめなければいけないという状況にあります。本当に多くの子ども達が助けられましたし、今でも多くの子どもたちが相談にやってきました。

現在、世界の潮流としては、子ども達を施設から家庭へととなっておりますが、残念ながら日本では、少子化になっているにも拘わらず、施設収容される子どもの数は増えております。現在、実親の保護が受けられない子どもは 46,000 人と言われております。欧米では、子どもを施設から家庭へが実践され、施設収容の子どもは減少しております。

昨今、厚生労働省は、施設から家庭へと移行させるために養子縁組や里親による養育を充実させるよう検討を始められました。私ども ISSJ も長年正しく養子縁組を行ってきたということが評価されておりますし、海外の大使館等からも高い評価をいただいております、厚生労働省からも、養子縁組あっせん法作りに協力することを求められています。

この写真は、最初の頃に養子縁組をした子ども達、ほとんどが混血の子ども達です。この男の子は、35 年前に実母に会いたいと言ってきました。この子のお母さんは、会うことを強く拒否しましたが、2 年間かけてカウンセリングをして、再会しました。その時にお母さんが抱きしめて言ったのが、「この子の手をさすってみてください。この窪み、ここにある窪み、赤ちゃんの時もありました」そのひと言でお母さんが一時もこの子の存在を忘れたことはなかったことがわかりました。

この男性は、創立者の松田竹千代衆議院議員です。衆議院議長や文部大

臣をされた方です。この下の子どもは、もうずいぶん前ですけれども養子縁組をして海外へ行った子どもで、日本で生まれた子ですけれども、いわゆる混血の子どもです。

養子と養親が本当の親になる過程というのは決して単純ではありません。養子は、養親と同居をはじめるとさまざまな試みをします。家出はする、暴れる、学校に行かなくなる、学校で暴力をふるう、さまざまなことをしますが、それは、こんなに悪い子でもあなたは引き受けてくれますか、というメッセージです。ですから私たちは、そういう時にソーシャルワーカーが養父母に寄り添いながら、本当の親子の感情が生まれるまでの支援を行なっております。

私たちは、養子縁組はその子どもの一生に責任を持つと思っておりますので、第1回目の養子縁組のケースから今日まで、全てファイルを保存しております。この子どもはJKAの季刊誌「ぺだる」で紹介されましたので、後で読んでいただければと思いますが、第1回目の養子縁組の子どもでございまして。この可愛い女の子がこちらの真ん中にいる素敵な女性になりました。そしてお母さんに会いたいと言って来られましたので、探しましたところ、お母さんは残念ながら亡くなっていたのですが、この子を手放した後に結婚し生まれた弟が2人いることがわかりました。弟さんに事情を説明したら、会いたいということで、会ってくれました。そして今、毎年交流して、会う時間を作っております。

日本の児童相談所であっせんする養子縁組はだいたい1人、日本人家庭は、兄弟一緒にと希望する方がまだ少ないです。私どもでは、兄妹、姉妹は家族ですから、みんな一緒にと希望して、そのように働きかけをしております。

このケースは4歳、5歳、6歳の3人の男の子のケースです。最初は2人までと言われたのですが、1人外すわけにはいかないということで、引き受けてくださいました。今、アメリカで元気に生活しています。今も、クリスマスカードを送り続けて手紙のやり取りをしております。

他のあっせん団体が行っている日本からの養子縁組はほとんど生まれたての子どもが多いのですが、私どもでは、生まれてすぐの子どもは国内で養親を見つけることを優先します。国内でどうしても養親が見つからなかった子どものみを国際養子縁組するというハーグ条約を守っております。

次に、ベトナム、ラオス、カンボジアのインドシナからの難民が日本に来たときに、私どもは日本政府から頼まれ彼らの日本への定住促進支援をしましたが、これは実はJKAの補助事業としてご支援をいただいたプログラムでございまして。今も難民支援等を行っております。

先進国では子どもを養子として国外に出さないと思われがちですが、子どもが調べたところでは、アメリカでも年間でかなりの数、80人以上出ております。

私たちは、「国境を超えて愛の手を」をモットーに、二か国以上に関わることで解決できる家族や個人の問題を、社会福祉の専門教育を受けたソーシャルワーカーが、国籍、人種、宗教、信条に関係なく、平等に解決援助を行っております。

ありがとうございました。

<質疑>

小松委員長：ありがとうございました。それでは、ただ今のプレゼンテーションについて、何かご質問等ございましたらどうぞ。

D委員：難民支援に関してですが、インドシナ難民というのは、一応終止符を打ったというか、今ミャンマー難民とか違うかたちの難民が入ってきているわけですが、これに関しては何か支援をされているのでしょうか。

大森氏：日本に入っている難民認定を受けた人、あるいは申請中の人、申請を却下されてオーバーステイのままいる人たち、すべて私どもが支援しています。インドシナ側から委託を受けていますし、第三国経由で来た人たちは、外務省とか、内閣府、あるいは法務省との関係で相談を受けております。

D委員：具体的にはどのようなサポートをされていますか。

大森氏：入管に収容されている人に面会に行ったり、必要な物資をお届けしたり、特に精神的な問題を持っている人が多いので、医療費を私どもが負担をして、病院に付き添い、カウンセリングをしたりということも行っています。それから、ホームレスになっている人たちのための住宅を探したり、あるいは支援しているネットワークを使って、そういう人たちを共に援助しています。

D委員：去年は6人しか難民申請が認められなかったということですが、手続き上のアドバイス等はしないのですか。

大森氏：難民申請をしたいという要望があった場合には、方法はお伝えしますし、こういうことができますよとお伝えしています。私自身が法務省から委託を受けて、難民性があるかどうかを審査する難民審査参与員の役もお引き受けしております。

小松委員長：今、事業団のスタッフ、職員の数はどのくらいでしょうか。

大森氏：15名です。但し、週1日～週5日勤務とさまざまな勤務体系がご

ございます。

小松委員長：難民支援団体がいくつかありますが、そういう横の連携はどうなのでしょうか。

大森氏：連携しています。**Forum for Refugees Japan(FRJ)**というネットワークを作っておりまして、**ISSJ**もその賛助会員になり、一緒にやっております。

小松委員長：昔は、難民団体は横の協力がうまくいっていませんでした。国際ボランティア団体は同じ同業者とあまり仲が良くないのですが、特に難民団体は、競争が激しくて、大変でした。

大森氏：今は仲良くやっております。私は**FRJ**の代表を務めておりますけれども、各々に難民の人に提供するサービスが違いますので、メンバーが得意とするサービスを提供できるよう協力しております。

E委員：国境を越えて、別れ別れになった家族探しだとか、養子縁組先を探すというのは、これは具体的にどこかと連携しているのでしょうか。

大森氏：外国の政府機関や**ISS**のネットワーク、また、国の認可を受けているエージェンシーに問い合わせることもありますし、あるいは、子どもが欲しい親から直接連絡が入ることもございます。

小松委員長：他に、よろしいでしょうか。それでは、補助事業者によるプレゼンテーションは終了させていただきます。ありがとうございました。